

震災義援金の申請はお済みですか

町では、東日本大震災で全国各地から山田町に直接寄せられた義援金を下記のとおり被災された方々へ交付しています。対象となる方には、おおむね交付が完了していますが、まだ申請の手続きが済んでいない方は、早めに申請してください。

◆対象者

東北地方太平洋沖地震及び津波災害義援金の住宅損壊等見舞金（国・県の義援金）の交付を受けていない世帯の構成員（1つの住宅に複数世帯が居住している場合は、これらの複数世帯を1世帯とみなします）で、

- ①所有する養殖施設、漁船（業としていない遊漁船は除く）が流失、損壊の被害があった人
- ②町内に所有する保管作業施設、水産加工施設に半壊以上の被害があった人
- ③町内に商業施設、工業施設、飲食業施設、事務所を所有し、これらに半壊以上の被害があった人
※建物の所有者と使用者が異なる場合（同一世帯の場合は除く）は双方とも対象となります。
- ④町内に所有するアパートなどの賃貸住宅に半壊以上の被害があった人
- ⑤所有する運送および建設を業としているトラック、重機などの車両、一般廃棄物収集車を流失、損壊の被害があった人
- ⑥町内に所有する農業施設、園芸施設に流失、半壊以上の被害があった人
- ⑦町内に所有する居住用資産に半壊以上の被害があった人
- ⑧町内に住民登録があり、居住している住宅は被災しなかったが、所有または使用している町外の店舗・事務所に半壊以上の被害があった人

【注1】①から⑦について法人所有の場合は代表者を支給対象とし、法人の代表者が住宅損壊等見舞金の交付を受けている世帯に属している場合は支給の対象となりません。

【注2】⑤については、山田町に住民登録がある人が法人町民税が課税されている法人の代表者としてします。

【注3】①から⑧において受けた被害が重複する場合、複数の施設・漁船・車両などに被害を受けた場合でもいづれか一つの義援金の支給とします。

【注4】⑦の居住用資産に生計を同じくする親族が居住し、国・県の義援金を受給している場合は除かれます。なお、昨年12月27日より、居住用資産の所有者が平成23年3月12日～9月21日に亡くなった場合には、震災当時同居していた家族が第1次配分の申請をすることができるようになりました。

◆交付額 ▶第1次配分…20万円▶第2次配分…10万円▶第3次配分…7万円

◆受付場所 町健康福祉課7番窓口（土・日曜日、祝日を除く）

◆申請に必要なもの ▶身分証（運転免許証、健康保険証など）▶預金通帳の写し▶印鑑▶住民票抄本（町外に住民登録がある場合）▶各種証明書（①、⑤および⑧を申請する場合は、事前にお問い合わせください）

◆問い合わせ 町健康福祉課地域福祉係（内線148、149、151）へどうぞ。

物品購入等競争入札参加資格審査申請 町内に本社や本店を有する方も必要に

町の物品売買や役務の提供などに関する物品購入等競争入札参加資格審査申請の取扱いが変更になりました。平成25・26・27年度に係る同一入札参加資格申請から、町内に本社や本店を有する方も入札参加申請書の提出が必要になります。入札参加申請書提出の方法など、詳しいことは町

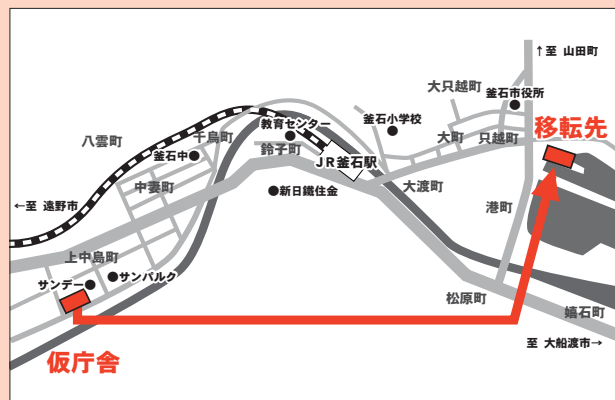
ホームページを見るか、お問い合わせください。

※原則として、入札参加資格申請書を提出し山田町の入札参加資格者となった方であれば山田町と契約を締結することができません。

▽申請期間 2月1日～28日（郵送の場合は2月28日まで）に必着

◆申請先・問い合わせ 町企画財政課入札管理室（☎8213 111内線428）へどうぞ。

釜石海上保安部が庁舎移転



釜石海上保安部は、釜石港湾合同庁舎が被災したことに伴い仮庁舎で業務を行っていましたが、釜石港湾合同庁舎の改修工事が完了したため、釜石港湾合同庁舎内に移転します。

▷新庁舎での業務開始日 2月4日(月)

※2月3日(日)までは、仮庁舎（釜石市上中島町3-2-12新日鐵住金健康保険組合健康センター2階）において各種届け出の受け付けを行います。

▷新庁舎の場所 釜石港湾合同庁舎4階（〒026-0012岩手県釜石市魚河岸1-2）

▷新庁舎の電話番号

- ・釜石海上保安部管理課（代表☎0193-22-3820）
- ・釜石海上保安部警備救難課（☎0193-22-3825）
- ・釜石海上保安部交通課（☎0193-22-3830）
- ・釜石海上保安部ファクス（☎0193-22-4190）

◆問い合わせ 釜石海上保安部管理課（2月3日まで☎23-2001）へどうぞ。